

高知大学土佐さきがけプログラム規則

平成 24 年 3 月 28 日
規則 第 104 号

最終改正 令和 2 年 3 月 25 日規則第 103 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 高知大学土佐さきがけプログラム（以下「プログラム」という。）に関する事項は、高知大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 プログラムは、関連する様々な分野を横断的かつ総合的に学ぶことにより、幅広い知識（基礎力）やそれらを組み合わせて考える力（応用力）を身につけ、現代社会が抱える問題の解決に積極的に取り組む社会のリーダーを育成することを目的とする。

第 2 章 コース

(コース)

第 3 条 プログラムに、次のコースを置く。

グリーンサイエンス人材育成コース

国際人材育成コース

生命・環境人材育成コース

スポーツ人材育成コース

2 グリーンサイエンス人材育成コースは、化学を基盤とし、環境に配慮した技術開発・学際研究を通じて、国際的に通用する高度な専門知識や技術を身につけた、環境問題や資源問題などの解決に貢献できる人材を、学士課程及び修士課程の教育を通じて育成することを目的とする。

3 国際人材育成コースは、英語・中国語・日本語などを駆使し、高い国際コミュニケーション力とともに、文化的・歴史的背景による価値観の違いを乗り越えて自文化と異文化を理解する心を持ち、国際社会の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。

4 生命・環境人材育成コースは、人間を含む地球上のすべての生物にとって健全

な生存環境を構築するために、生物の生命活動とそれを支える環境に関連する諸科学を領域横断的に学ぶことで、生命を育み、護り、次の世代へ繋ぐために必要となる様々な課題をふかんし、それを解決することに貢献できる人材を育成することを目的とする。

- 5 スポーツ人材育成コースは、所属する学部・学科等の専門分野の学びとスポーツ活動を両立させ、さらに副専攻としてスポーツを科学的に学ぶことで、競技力の向上及び指導力を身につけ、在学中は高知大学のスポーツ活性化を担い、卒業後は国内外においてスポーツ文化の発展に貢献できる人材を育成することを目的とする。

第3章 運営委員会

(運営委員会)

第4条 プログラムの運営に関する重要事項を審議するため、高知大学土佐さきがけプログラム運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関する事項は、別に定める。

第4章 入学

(選考方法)

第5条 入学者（副専攻にあっては履修者）の選考方法は、委員会が定める。

(決定)

第6条 入学者の決定は、委員会であらかじめ審議の上、配属予定の学部教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が行う。

第5章 授業

(授業)

第7条 学士課程の授業科目は、初年次科目、教養科目及び専門科目とし、その履修方法等については、別に定める。

- 2 修士課程の授業科目及び履修方法等は、別に定める。

(コース外科目の履修)

第8条 学生は、コース開設以外の専門科目を履修することができる。

(履修登録)

第9条 学生は、每学期初めに、履修しようとする科目を定め、履修登録をしなければならない。

2 設備その他の都合により、科目の履修人員を制限することがある。

(単位の上限)

第10条 履修登録できる単位数の上限を定める。その取扱いについては、別に定める。

第6章 単位認定及び成績評価

(単位認定)

第11条 授業科目の修了及び成績は、試験又はこれに代わるべき方法、平常成績、出席状況等によって、担当教員が判定し、単位を与える。

2 科目試験は、学期又は学年の終わりにおいて行うほか、随時行うことがある。

3 単位数の計算基準は、別に定めるところによる。

(出席日数)

第12条 学生は、原則として当該科目につき授業時数の3分の2以上出席しなければ、単位認定を受けることができない。

(成績評価)

第13条 成績は、秀、優、良、可、不可の評語で表し、可以上を合格とする。

第7章 卒業及び修了

(卒業要件)

第14条 プログラムの学士課程を卒業するためには、4年以上在学し、高知大学土佐さきがけプログラムグリーンサイエンス人材育成コース履修規則（以下「GS規則」という。）、高知大学土佐さきがけプログラム国際人材育成コース履修規則又は高知大学土佐さきがけプログラム生命・環境人材育成コース履修規則に定める単位を修得しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、3年以上在学した者が、コースの定めるところにより卒業の要件として定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められる場合は、学部教授会の議を経て、早期卒業を認定することができる。

(修了要件)

第15条 プログラムの修士課程を修了するためには、2年以上在学し、GS規則に定める単位を修得して学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(単位の通算)

第16条 前2条の単位には、他大学等において履修した科目の単位数を通算することがある。

(決定)

第17条 卒業・修了者の決定は、委員会であらかじめ審議の上、所属の学部教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が行う。

第8章 副専攻修了

(副専攻修了)

第18条 プログラムの副専攻の修了は、高知大学の学士課程の卒業要件を備えるとともに、高知大学土佐さきがけプログラムスポーツ人材育成コース履修規則に定める単位を修得しなければならない。

第9章 転課程

(転課程)

第19条 学生が、他の教育課程に転ずることを志願するときには、当該学部の定めるところにより、許可を得なければならない。

2 前項の許可を得た学生の学籍は、転課程先の学科・課程に置く。

第10章 学位

(学位の授与)

第20条 学位の授与は、高知大学学位規則の定めるところによる。

2 学位に付記する専攻分野の名称は、次の表のとおりとする。

課 程	コ ー ス	専攻分野の名称
学士課程	グリーンサイエンス人材育成コース	理工学
	国際人材育成コース	学術
	生命・環境人材育成コース	学術
修士課程	グリーンサイエンス人材育成コース	理工学

第11章 雑則

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、プログラムに関する事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成 25 年 1 月 23 日規則第 62 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 1 月 26 日規則第 79 号）

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規則の規定にかかわらず、第 13 条の適用について、平成 26 年度以前の入学生は、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 2 月 22 日規則第 71 号）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規則の規定にかかわらず、第 7 条の適用について、平成 27 年度以前の入学生は、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 13 日規則第 80 号）

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規則の規定にかかわらず、平成 28 年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 25 日規則第 103 号）

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規則の規定にかかわらず、令和元年度以前のグリーンサイエンス人材育成コース修士課程入学生については、なお従前の例による。